

平成29年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成29年10月20日（金）午前9時15分から午前11時30分まで

2 場 所

ホテルルートイン熊本駅前11階会議室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

奥村委員、小林委員、副島委員（議題1のみ）、田中委員、張委員、中村委員、村上委員、森委員、柳瀬委員（議題2のみ）、山本委員（15人中10人出席）

(2) 外部有識者

熊本県立大学環境共生学部環境資源学科 教授 石橋康弘 氏

(3) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

山口課長、藤川課長補佐、守江参事、中堀主任技師

(4) 関係機関

①合志市環境衛生課

野口課長、山田課長補佐

②菊陽町環境生活課

中村係長

(5) 「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書」関係事業者

①菊池環境保全組合

高木課長、中原副主幹、右田参事、岡田参事、徳留参事、末津参事

②一般財団法人九州環境管理協会（環境影響評価業務の委託先）

柿本係長

③一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局（環境影響評価業務の委託先）

西課長、日下部技師

(6) 「(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業 環境影響評価方法書」関係事業者

①株式会社エネ・ビジョン

松原支店長、和田チームリーダー、渡辺氏

②いであ株式会社（環境影響評価業務の委託先）

村松主任研究員、高岡部長

(7) 傍聴者等

傍聴者 5 人、報道関係者 1 社（熊本日日新聞社）

4 議 題

- (1) 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書」に対する審査会意見の形成について
- (2) 株式会社エネ・ビジョン「(仮称) くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業」環境影響評価方法書について

5 議事概要

- (1) 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書」に対する審査会意見の形成について
事務局（環境保全課）から、資料 2 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書」に対する審査会意見（事務局案）について、審査会意見の取りまとめ案の概要を説明した。

主な質疑の概要

会長	それでは各意見につきまして、分野ごとに確認をしていきたいと思えます。今回の意見は、通し番号で 1 番から 10 番までございます。文章を読み上げますと時間がかかりますので、番号と委員の御名前だけ申し上げて確認していきます。 まず、通し番号の 1 番の意見の整理につきまして、修正や確認等ありませんでしょうか。
委員	ありません。
会長	はい。それでは、この要領で確認を続けていきたいと思えます。通し番号 2 番、修正や確認等ありませんでしょうか。
事務局	通し番号 2 番、3 番の意見につきましては、事務局で修正なしであることを事前に確認しております。
会長	はい。それでは、そのようにしたいと思えます。通し番号 4 番、修正や確認等ありませんでしょうか。
委員	特にございません。
会長	はい、ありがとうございます。 続きまして、通し番号 5 番、修正等ありませんでしょうか。

委員 特にございません。

会長 はい、ありがとうございます。
6番、7番、さきほど意見の整理について事務局から説明がありました
ましたが。

委員 はい、これで結構です。

会長 続きまして、8番と9番、意見はございますか。

委員 特にありません。

会長 はい。
さきほどフクロウに関しての意見の説明で、修正との説明があり
ました。言われた文章がわからなかったのですが、資料では修正さ
れているのでしょうか。

事務局 いただきました御意見のうち8番の意見に対する事業者見解の欄
に、9番の意見に対する事業者見解と同じ内容を記載しておりまし
て、ここが誤りでございます。

会長 では、どちらかを削除すればよろしいのでしょうか。どのように
修正すればよろしいですか。

事務局 はい。詳細の事業者見解については後日修正したものを各委員へ
お送りしたいと思いますが、さきほど御説明しましたとおり8番の
意見に対しては、事業者から巣箱を設置し、事後調査を行うよう見
解の回答をいただいているところでございます。

会長 はい。では、修正については後日確認ということでよろしいでし
ょうか。
それでは、最後になります。10番、意見はございますか。

委員 はい、問題ありません。

会長 はい、ありがとうございます。
さきほど、一部資料の訂正を後日送付と説明がありましたが、意
見の修正、さらなる確認事項等は特にこの場ではないと思いたすの
で、このままの形で審査会意見としたいと思いたすのですが、委員の皆さ

ん、よろしいでしょうか。

はい、それではそのように取り扱わせていただきたいと思います。

各委員の意見の審議は以上となりますが、全体を通して確認事項等ございませんでしょうか。細かい文字の抜けや誤字、脱字等ありましたら今のうちに意見をいただきたいと思います。

ございませんでしょうか。

他にありませんでしたら、今後の流れについて事務局から御説明をお願いします。

事務局

今後の流れについて事務局から御説明申し上げます。

さきほど御確認いただきましたとおり、本日の資料のとおり審査会意見を形成し、会長の承認をもちまして、知事へ答申させていただきたいと思います。審査会意見、関係市町長意見、県関係課意見を踏まえまして、今後、県知事意見を形成、送付することになります。県知事意見の送付をもちまして準備書手続きは終了し、事業者は今後、県知事意見を踏まえて評価書を作成することとなります。

なお、審査会の審議は準備書までとされておりまして、この事業に関する審査会の審議は今回が最後となります。

事務局からは以上です。

会長

はい、ありがとうございます。予定より早く進んでおりますが、議題1の審議を終わりたいと思います。

(2) 株式会社エネ・ビジョン「(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業」環境影響評価方法書について

事務局(環境保全課)から資料3に基づき、(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業の環境影響評価手続きについて説明した。また、事業者(株式会社エネビジョン及びいであ株式会社)から資料6に基づき、(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業と環境影響評価方法書について概要を説明した。

主な質疑の概要

会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして御質問等をいただきたいと思います。

委員

私の方から先に1つだけ。配置案がA案、B案、C案とあって、C案を採用と説明があったが、配置の図は結局どれを採用したのかよくわからない。そこをもう1度確認したい。

- 事業者** **資料6** 27 ページに対象事業実施区域について、どの場所を使うか示している。C 案については対象事業実施区域全体を使う配置としている。ここで申し上げたかったことは、排気口の場所によって大気質への影響を与えないか検討したということであり、この結果大きな差がないことが確認できましたので、28 ページに示しているとおり対象事業実施区域全体を使う C 案を採用したうえで、太陽光パネルの日射影響と眺望点からの景観への影響を回避できる配置の C 案に決定したところです。わかりにくくて申し訳ございません。
- 委員** 28 ページの配置計画の検討結果を見ると A 案にほぼ似ているけども、そうではないということを確認したい。27 ページと比べると配置が右側に寄っているので A 案に一番近いのではないか。
- 事業者** 27 ページでは配慮書に示した複数案をそのまま示している。配慮書では設備配置をこのような案で考えていたところでしたが、審査会の景観の意見や住民意見から太陽光パネルへの日照影響を心配する意見がありましたので、配慮書から方法書の間で設備配置を検討し直している。影響の少ない南側に設置するということで方法書時点では、この配置案を示している。大気質への影響については、配慮書で確認したように排気口の位置が若干変わっても濃度への影響はないということで、C 案を採用している。
- 委員** 私が言いたいのは、C 案を採用と言われているが方法書の配置案は 28 ページに示されるとおりであり、これは A 案ではないのかということ。A 案は右寄りに配置されており、C 案は全体に配置するようになっていて。A 案と C 案の違いを考慮したうえで、何故 A 案からではなく、C 案を採用としたということになるのか。
- 事業者** 配慮書の時点では A～C の色塗りしているところで事業実施区域が異なり、C 案は全面を使うということで、配慮書時点では大気質の影響を予測し、排気口の場所が違ってても影響の違いはほとんどないことを示した。
- 委員** 決定案は、形としては C 案ということなのか。28 ページでは配置を右側にしているけども C 案ということか。
- 事業者** 建設予定地としては C 案ということです。
- 委員** では、A 案とは何が違うのか。

事業者 A 案とは敷地が違う

委員 同じ敷地を使うのではないか。私が申し上げているのは、A 案は全体の配置が右に寄っている。C 案では全体的に配置している。28 ページの方法書の配置案では右側に配置しており、全体に配置しているのではないということを質問している。それでもこれは C 案ですと言われるのは分かり辛い。

事業者 資料 6 28 ページの配置案では赤い線で囲った枠が事業実施区域になる。資料 6 27 ページの A 案ではオレンジ色の部分が対象事業実施区域、B 案では青色の部分、C 案では緑色のほぼ全てを使いますということ。この表現の仕方がわかりにくくて申し訳ない。

委員 塗りつぶしていない部分は使わないということか。私は建築が専門なので敷地に対して右寄りなのか全体なのかというところだけ見えていたが、方法書の配置案では使わないエリアはあるものの、事業実施区域は全体を使う、その違いということか。

事業者 そうです。

委員 それはなかなか分かり辛い。敷地に対して施設がどこに立つかというイメージで聞いていた。

委員 資料 6 28 ページの図が間違っているのではないか。

事業者 その図はあっています。

委員 その図は A 案ではないのか。

委員 私もそう聞いているが、そうでないということであった。A 案は左側の敷地を使わない、B 案は右側の敷地を使わない、C 案は全体を使うという分け方をしている。ただ、それだとわかりにくい。空地としているだけで全体が対象事業実施区域ではないのか。使わないとしている空地は対象事業実施区域ではなくなるということか。

事業者 はい、A 案では左側の空地は対象事業実施区域ではありません。

委員 それは資料ではわからない。

- 事業者 はい。この外側の枠が誤解を生む要因だと思う。準備書では削除して、形が違うということが一目でわかるように修正したい。
- 委員 **資料6** 27 ページの A～C 案があって、28 ページで同じような配置案が示されているならわかるが、あくまで右寄りの配置で上側を使わないということであれば、それはまた違うように思う。
- 委員 **資料6** 7 ページの資料も配置が違うように見える。
- 事業者 これは資料作成時の不具合であるが、**資料6** 7 ページの赤い枠と**資料6** 28 ページの赤い枠は同じ対象事業実施区域を示している。質問いただいた点については、前提としては全体の敷地を使う C 案を採用しますということです。A 案、B 案、C 案で影響が違うのであれば問題があると思うが、大きな影響の差はないことを確認しておりますので、対象事業実施区域は全てを使う C 案を採用し、中身については結果的に A 案に近づいた形となった。その理由としては、太陽光パネルへの影響と眺望点から見た景観に配慮したということである。
- 事務局 事務局からも説明させていただいてよろしいでしょうか。配慮書の審議の際に、配慮書では複数案を示し、それぞれについて環境影響を評価すると説明した。また、A 案、B 案、C 案のどれを採用するかは事業者の判断によること、さらに A 案、B 案、C 案ではない新たな案を選定することもあると併せて説明していたところ。
今回、事業実施区域としては C 案の敷地を選定しているが、知事意見、審査会意見を踏まえまして事業者が配置計画を見直している。そのため、C 案を採用と記載するのか、意見を踏まえて配置計画を検討した新たな D 案として示すのか、事務局と事業者とで話し合いにより準備書で必要に応じて修正したい。
- 会長 よろしいでしょうか。言われていることはわかります。全体を使ってやるということ、A 案、B 案、C 案どれも環境影響に変わりがないということ。ただ、他の委員の方も間違われたとおり 28 ページの配置案はどちらかということと北側を使わない案なので、A 案、B 案、C 案ではなく、全く配置が違う D 案として示す感じがしました。
他に質問を受け付けたいと思います。
- 委員 30 ページの地震対策の計画のところで火力発電所の耐震設計規程 JEAC3605 に準拠し、耐震性に十分配慮とあるが、これに準拠したと

きにどれくらいの震度に耐えられるのか、それを示していただきたい。

また、液状化対策については設計基準を踏まえて事業実施段階に実施するというので、「必要性を検討し」と言葉で書いてあるが、何を検討するのか。それを教えていただきたい。

まず、その2点です。

事業者

まず1点目の震度については、規程によって設計していく。震度は地盤の影響もあるので、具体的な耐震の震度は現時点では出せないとメーカーから聞いている。

2点目の液状化は、計画地の地盤のボーリング調査等の結果を踏まえて必要性を検討し、必要であれば対策を行っていくとメーカーから聞いているところである。

委員

配慮書の審議でも私は言ったが、熊本県は1年半前に大きな地震を受けている。約60メートルの構造物ということであるが、長周期振動で地震動が発生した時に建物は高い方が影響を受ける。ここは埋立地であり長周期振動が起こる可能性が高いと私は思っている。その際に、地震動でどれくらいの規模に対応するのか、震度5強までは大丈夫とか、そういうことを言わないと住民の方はなかなかわからないのではないかと。

もう1つ言わせてもらおうと、日奈久断層が今回の熊本地震で活動したのは北側だけであり、日奈久断層の割れ残りがずっと残っている。これが動いたら、マグニチュードで言えば7.0クラスの地震が発生する。その場合、10km離れているから大丈夫という議論にはならない。日奈久断層は西側に傾斜しており、これが45度で傾斜していると10km離れていても直下型の地震となる。そのようなことも配慮し、地震対策の計画については慎重に示して欲しい。基準に準拠というのは、どれくらいの地震動に対応するのか見えない。熊本県民は震度7、6強、6弱、5強、いろんな震度を体験しているので、その点を御配慮くださいということです。

事業者

承知しました。

会長

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

委員

資料6 64ページあたりで、排水口の位置によって調査項目を変えるのはよいと思うが、この内水面というのがイメージがわからない。排水口自体は海水面よりも高くして海水は入らないのか、また樋門が

あるのか、高い位置から排出するものなのか。例えば、海洋動植物の調査は除くと記載されているが、川のように潮汐によって海水が入りこむと除くことができないと思う。排水場所のイメージがわからないので、現地調査でわかるとは思っているが、それが1つ。

そもそも海域に排水する場合の調査項目と内水面の調査項目が異なっており、内水面の場合は海生動植物を除くとされている。気になっているのは、球磨川河口域は干潟の生物を中心に熊本県のレッドデータブックの掲載種が何十種もいるということである。また、環境省の重要湿地にも選ばれ、ラムサール条約の指定に動いている状況でもあり、非常に重要な場所となる。海域に出す場合、航路となっているので、生物の多様性はそれほど高くないと思う。しかし、内水面の排水の出る先は大島であり、地元でも干潟観察会をやるような生物多様性が高い場所である。内水面側に排水を出す場合は、排水により大島の付近にも影響が出るかどうか、調査項目に入れて欲しい。大島のあたりでいつも観察会を行っているので、そこも考慮していただきたい。

事業者

まず1点目の排水先の水路の状況ですが、**資料6**に写真でお示ししています。実は水路が2つあり、西側の水路と東側の田んぼが利用する水路があり、真ん中は道路で分断されている。排水する水路は、西側の用水路であり、横幅が60メートル程度である。

委員

用水路の海に出るところがどのようになっているかが知りたい。

事業者

海に出る所には樋門がある。

委員

その樋門は海水が入らないような高さか。

事業者

樋門の一部は数メートル空いている状況である。

委員

満潮時には潮が入り込むということか。

事業者

潮が上がってくると考えられる。

委員

わかりました。水生生物が入りこんでいると思います。

事業者

2点目の御質問については今後検討させていただくが、今の時点での考え方は排水口から河口まで水路が途中で折れており、また2km近くあることから、そこまでは拡散しないだろうと考えている。そのため、**資料6**の黄色の点で示している海と陸の内水面の境界で1

地点調査しようと考えている。

委員 そこはつながっており、海水が入ってくるのではないか。

委員 今の委員の発言に関係するが、内水面で潮位の影響があることも含めて、日排水量 2,700 トン程度が内水面へどれくらいの寄与率があるのか把握していただきたい。

またお聴きしたいのは、資料 8 ページの設備フローであるが、上屋が付くのはボイラーだけか、それとも全てが上屋の中に入るのか。

事業者 詳細の設計はこれからとなるが、タービン建屋だけが入る。

委員 燃料保管倉庫は上屋か。

事業者 燃料も木質ペレットで水にあまり強くないので、屋内で管理することになる。

委員 そうすると木質のチップを投入する時はどういう作業になるか。

事業者 そちらも具体的な詳細を現在検討しているところであるが、八代港で荷揚げしたものをトラックで運んで、建屋の中でタービンに投入する。

委員 そこの作業環境は粉じん対策が必要になると思うが、粉じん対策はきちんとされるのか。

事業者 建屋の中の作業環境ということか。仰る通りで、作業環境への適切な配慮が必要と考えている。ペレットに関しては積地側、即ち北米での作業環境が参考になると考えており、こういった前例を参照しながらきっちり管理することを考えております。

委員 わかりました。また、12 ページの燃料の性状であるが、木質チップの全水分が 50%という数値は考えられないほど高いように思うが、どうか。また元素分析の結果はドライのパーセントか、それともウェットか。

事業者 まず、木質チップの含水率は一般的にこれくらいである。我々の島根の発電所でもこれくらいのもを導入している。

委員 そんなに高いのですか。わかりました。元素分析の方はドライですか、ウェットですか。

事業者 すみません。確認をいたします。

委員 それから工事に伴う点であるが、施工期間中の土対法はどのような対応となるか。

事業者 こちらも詳細設計の前の段階であるので、実際どれくらい土を掘って、どれくらいの土が出ていくかを確認したうえで対策等を検討していきます。

委員 それは土対法も対応されるということか。

事業者 必要であればもちろん対応します。

会長 よろしいでしょうか。

委員 大気関係の部分、予測結果や環境基準等について特に異議はないが、事業について 1 点気になるところがある。最大着地濃度の飛散は事業実施区域から 800 メートルのところであるが、方法書の 7 ページの地図を見ると北東に運動公園や施設がある。予測結果等は平均値で出されているが、稼働時にばいじんを出している最中に運動施設でイベント等があつて影響があると、利用者は嫌になるかもしれない。例えば地元でイベントがある時は配慮いただければ良いと思う。今回の事業の特徴となるところですので、このような施設が事業の影響を受けないようにしていただきたい。

事業者 運動公園につきましても、今御意見をいただいたように、住居等と同じように保全対象とみなして評価していきたいと考えている。
最大値の予測については、方法書 199 ページに特殊条件下の予測等で日平均値や瞬間値の予測等いろんなケースを想定して、適切な予測、評価を行うこととしている。

会長 よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

委員 発電の燃料に関する質問であるが、資料 6 11 ページのところになります。枠の中の 3 つ目に地元産業への影響に配慮し、建設資材廃棄物、そのうち廃材を除く、地元産の間伐材を可能な範囲で積極的

に活用するとある。地元産業への影響を配慮というのは、私が考えるところでは八代市には製紙工場があり、そこでは間伐材、廃材等いろいろなものが利用されている。これを利用すると競合するわけで、八代地域で今回のような発電をする場合、間伐材の利用はこれから先もあまり伸びてこないのではないかと思う。前回の審議でも島根の発電所における間伐材の利用は60%くらいあるとのことだったが、熊本では10%くらいということであったと思う。今後も増えていくことは期待できないと考えられる。

この事業の仮称は、くまもと森林発電という名前がついているが、森林という言葉を使うと誤解が生じるのではないか。地域の方は間伐材をもっとたくさん使ってくれろと考えるのではないかと思います。この森林発電という名称を今後も使っていくのか、いかないのか。私としては森林という言葉を使うのは難しく、くまもとバイオマス発電とか、それくらいの名称にしてはどうかと思っています。以上です。

事業者

御指摘ありがとうございます。1点目の八代での未利用材の集荷については、我々も検討当初から一番大きなポイントだと理解している。未利用材の利用については地元の会社を紹介していただいており、我々も無闇やたらに未利用材をかき集めるつもりはありません。FIT法に基づいた事業認定を9月27日に取得しており、認定取得の際に未利用材の集荷の量や範囲が妥当であるか経済産業省及び林野庁のヒアリングにおいて審査いただいた上で認定いただき、事業を計画している。御指摘のとおり未利用材が爆発的に増えるかということ、そこは難しいところであるが、現在計画している未利用材の集荷については、きちんと事業を進めていきたい。

2点目のくまもと森林発電については、御指摘のとおりで社内でも議論している最中である。経緯としては、手前どもの発電所では島根森林発電、愛媛森林発電という名称でバイオマス発電をやってきたので、その延長線上で名称を考えているが、仰るとおり誤解を与えることがないように進めて参りたいと思うので、御指摘の点については検討していきたい。

会長

はい。その他ございませんでしょうか。

委員

景観の観点からの意見であるが、資料6 36ページの人と自然の触れ合いの活動の場について八代舟出浮きの航路が記載されている。観光の時に船から見て、排水が出ているところがどのように見えるのか。立ってみる景観だけでなく、そのような船の上から見る景観

があると思うので、それも考慮していただきたい。

事業者

御指摘ありがとうございます。我々も舟出浮きは実際に体験しまして、どのように見えるのか視察している。現在の海域側の排水は、現在ある県の雨水排水口につなぐことができれば現状の景観を変えることはありませんし、それと同じ高さに設定ができるのであれば、現在と同じ景観を保つことができるのではないかと考えている。

委員

資料6 11 ページに、可能な限り環境負荷の低い燃料を使用と書いてあるが、具体的にはどのようなものを考えられているか。パーム椰子も燃料として使うように書いてあるが、私はボルネオに行ったことがあり、ボルネオではパーム椰子のプランテーションが広がっている。元は何だったかという熱帯雨林であり、伐採してパーム椰子のプランテーションが作られている。それを考慮すると、パーム椰子殻を利用することについて、日本で考えると自然素材で良いように思えるが、地球全体で考えるとどうかと思うので、具体的にどのようなものを使うのか質問したい。

事業者

御指摘ありがとうございます。今回の事業では森林認証を受けているものを使う。無闇やたらに伐採したものを受け入れてはならないことになっており、認証により切られた木材を使うようになっている。パーム椰子については色々な御意見があると思うが、マーケットの環境に影響を与えないと確認できたものについて利用するように考えている。

会長

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

委員

資料6 17 ページの排水水質の諸元について、方法書の水質諸元の記載については日平均値ではなく日最大値であったと、さきほど訂正されているところであるが、全亜鉛の濃度を気にしている。諸元については日最大値で 2 mg/L と記載されているが、平均値はどれくらいを想定されているか。

事業者

平均値についても把握していこうと考えているが、現時点ではまだ値を持っていない。工業用水を使って冷却、給水するよう考えており、その水質の変動を見込んで最大を設定している。そのため、平均値は下がるのではないかと思う。

- 委員 亜鉛系の薬剤を使うということであるが、亜鉛濃度が高いようであるなら、代替の環境負荷の少ない薬品はあるのか。
- 事業者 薬剤については何種類かあると思うが、予測結果を見ながら必要に応じて検討していきたい。
- 会長 よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。
- 委員 **資料6** 6 ページの排水口について景観でも話になったが、お聞きしたい。排水の排出場所は敷地に面していない。排水経路は道路を通すのか、既に埋設されているのか。そこを教えていただきたい。
- 事業者 現在の状況を申し上げますと、道路に埋設された県の雨水排水管がある。ただ、それは容量の問題があり、現実的にはどちらに排水する場合も道路の下に配管を作るのが現実的であると思う。
- 委員 排水を雨水排水管に流していいのかというのが私には疑問である。現在、排水先は 2 案考えられているが、八代外港西側から排水するということは考えられないのか。
- 事業者 可能性としてはあると思っている。何故かと申しますと、海域に排水する場合、地元の方と漁協から内海ではなく、できるだけ外側に出して欲しいと説明会で言われている。我々もできるだけそちらでと考えているが、クルーズ船が八代外港に多く来航しており、なかなか港湾の方は現実的に難しいと思う。海域排水案についてはできるだけ西側に寄せられないかと考えており、これから県と協議していきたいと思う。
- 委員 調査だけは外港の西側の海域もするということではできないのか。今回、排水先を検討し、調査するということである。距離やコストを考えて西側からは排水を出さないで調査しないというのではなく、内海ではなく、外海で出す方が環境的には有利であるということであれば、外港西側も調査しておくというのは考えられないのか。
- 事業者 **資料6** では 66 ページになるが、海域に排水する場合の調査のポイントを示している。さきほど説明したとおり、外港西側に排水というのは難しいと理解しているので、調査地点として 2 つの青の矢印で示しているところを追加しようと考えている。

委員	検討だけはという意味で申し上げた。
会長	よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。
委員	基本的なところを教えてください。この装置は前回の審議で1日1,200トンの焼却と説明されたところである。熊本市西部環境工場の能力は1日280トンなので、かなり大きい。この装置の稼働は将来的にどれくらいの期間を想定しているか。
事業者	まず想定しているのは固定価格買取制度に基づいた買取期間20年である。その後は制度の状況にもよるが、そのまま設備を維持して使っていきたいと考えている。どれくらい施設を維持できるかというのは、どれくらい大切に使えるかにもよるが、一般的に30年から40年くらいだと思っている。
委員	100%稼働というのは何年後を想定しているか。
事業者	運転開始から100%稼働を目指している。
委員	7万5,000キロワットの発電を年間365日24時間稼働すると、6億5700万キロワットであり、これは11万世帯、八代市の2倍の年間電気使用量に相当する。かなり規模が大きいと思い、どれくらいの稼働年数があるのか気になって質問した。
会長	よろしいでしょうか。予定の時刻が近づいてまいりました。ここで御意見がないようでしたら議題2の審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

※配付資料

- (1) **資料1** 平成29年度第3回熊本県環境影響評価審査会 次第（本資料）
- (2) **資料2** 菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書」に対する審査会意見（事務局案）について
- (3) **資料3** 「(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業」の環境影響評価手続きについて
- (4) **資料4** 熊本県環境影響評価審査会の意見の照会及び審査会の予定について
- (5) **資料5** 意見の照会について
- (6) **資料6** (仮称)くまもと森林発電 八代バイオマス発電所建設事業 環境影響評価方法書の概要（事業者資料）
- (7) (仮称)くまもと森林発電 八代バイオマス発電所建設事業 環境影響評価方法書 正誤表（事業者資料）